# 子ども・子育て支援新制度の概要

#### 市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・ 小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3~5歳 保育所 0~5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、 認可外保育施設、預かり保育等の 利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない 幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

#### 認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ·病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

※認定こども園(国立・公立大学法 人立)も対象 地域子ども・子育て 支援事業

地域の実情に応じた 子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を 行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- (7)乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧·養育支援訪問事業
  - ・子どもを守る地域ネット ワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)
- ① 妊婦健診

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての 両立支援

・企業主導型保育事業 ⇒ 事業所内保育を主軸 とした企業主導型の 多様な就労形態に対 応した保育サービス の拡大を支援(整備 費、運営費の助成)

- ・企業主導型ベビー シッター利用者支援 事業
- ⇒ 繁忙期の残業や夜勤 等の多様な働き方を している労働者が、 低廉な価格でベビー シッター派遣サービ スを利用できるよう 支援

## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援(案)

多様な事業者の参入促進・能力活用事業(子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業(いわゆる13事業)の1つ) にメニューを追加し、

- ・地方自治体(市町村・特別区)の手上げ
- ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組みで実施。

### 1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する<u>満3歳以上の幼児の保護者が支払う</u>利用料:どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

#### 2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円 ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

3. 給付方法 市町村等から保護者に直接給付する。

## 4. 対象施設等の基準 【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	○職員【必須】 有資格者 3 分の 1 以上(幼稚園教諭、保育士、看護師) ○配置基準(幼児:活動従事者)【必須】 3 歳児 2 0: 1 / 4 歳以上児 3 0: 1 また、2 人を下回ってはならない
設備	○ <b>面積基準:</b> 集団活動室 1.65㎡以上/人 ○ <b>設備基準:</b> 調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと
非常時の対応	【必須】・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物(建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置)
幼児の処遇等	<ul> <li>○活動内容         <ul> <li>・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施</li> <li>・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定</li> <li>○給食:出す場合、年齢等に配慮した食事内容等</li> <li>○健康管理・安全確保【必須】</li> <li>○職員・子どもの帳簿の整備</li> <li>○適切な会計処理が確認可能</li> </ul> </li> </ul>

#### 5. 国と地方の負担割合

委託



趣旨

- ○3歳以上の小学校就学前の幼児は、親しい人間関係の下で営まれる家庭生活から離れて、同年代の幼児や多様な大人との集団的な関わり合いの中で必要な体験を積み重ねることで、自立的な生活態度が培われていく。また、幼児の保護者も、家庭から離れた幼児の姿を見たり、他の保護者と関わり合う中で成長し、家庭での生活や教育がより良いものとなっていく。
- ○幼稚園や保育所、認定こども園に通っておらず家庭で育児されている幼児であっても、こうした様々な遊びや生活体験を中心とする地域コミュニティにおける草の根の集団活動に定期的に参画している実態があり、教育的見地から地域にとって重要な役割を果たすものとして自治体が支援を行っている場合もある。こうした地域の取組に関する先導的な支援方策を調査し、取組の質の向上に資するとともに、国と地方が協力した支援の在り方を明らかにする。

#### 事業内容

○幼稚園や保育所、認定こども園に通っていない満3歳以上の小学校就学前の幼児を対象に、自然体験、様々な遊びや生活体験を通じた集団的な活動を行う施設等に対して支援を行っている自治体に対して、それらの施設等の支援の方策に関する調査を委託。

## 文部科学省

- ·子どもの安全等の観点から、 支援対象施設等が遵守すべ き最低限の基準等の設定 (人員配置、施設設備、安 全管理等)
- ・各都道府県・市町村が支援 している施設等の取組状況や 支援策、質の向上状況等に ついて事例収集



国と地方が協力した効果的な支援の在り方に関する検討

## 都道府県・市町村

#### 振興·支援方策例

- ・地域にとって重要な役割を果たす施設等に関する認証等の仕組みを創設支援(※)した上で、当該認証等を受けた施設や取組に対する支援を実施
- ・認可施設への移行に向けた計画等 の策定を支援するとともに、併せて当 該施設や取組に対する支援を実施
- ・支援を行った施設等の活動内容や運営状況を収集し、地域における教育振興上の役割や認可施設への移行にあたっての課題等を調査するとともに、質の向上状況等について把握・検証

## 地域における多様な集団活動等

#### 取組例

- 「・人口急増期に団地の有志で創設した幼児施設
- ・地域の神社・寺・教会等が地域の子ども達を集めて集団的活動を行う施設
- ・地域の豊かな自然を活かし、自然体験活動を中心とした活動を行う取組

各施設等において教育的見地から活動計画を策定 するとともに、自治体の認証基準等を遵守



自治体からの支援を受け、取組の充実や、保護者の利用料負担の軽減につなげる。

(※) 幼児教育・保育の無償化との二重給付にならないよう支援